

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和 3年 4月 13日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名

西田 浩延



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

、堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和二年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000円
2 その他	0	
収入合計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	11,564	11,564	ガソリン代
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	27,500	27,500	時事行財政情報 JAMP
広 報 ・ 広 聴 費	0	0	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,706,643	1,706,643	
支 出 合 計	1,745,707	1,745,707	

様式第14号（第7条関係）

令和二年度 事業実施報告書

大阪維新の会堺市議会議員団・議員氏名 西田浩延

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【事務・事務所費】	R2.4.1～ R3.3.31	市政に関する調査研究を行うため、美原区太井において事務所を借り上げた。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2.4.6	4-1		23,403	-23,403	自転車リース料	9	
2.4.10		810,000		786,597	政務活動費 4.5.6月分受入		
2.4.20	4-2		6,000	780,597	事務所駐車料	9	
2.4.27	4-3		2,410	778,187	インターネット日経使用料	9	
2.4.27	4-4		1,146	777,041	コピー機代	1	
2.4.28	4-5		4,732	772,309	事務所電話使用料	9	
2.4.30	4-6		5,616	766,693	携帯電話使用料	9	
2.4.30	4-7		104,000	662,693	事務所賃借料	9	
月 計							
累 計		810,000	147,307	662,693			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				662,693	前月繰り越し		
2.5.7	5-1		23,403	639,290	自転車リース料	9	
2.5.26	5-2		2,410	636,880	インターネット月額使用料	9	
2.5.27	5-3		2,796	634,084	カソリリ代	1	
2.5.27	5-4		6,424	627,660	7-727-イ代	9	
2.5.28	5-5		6,000	621,660	事務所 駐車料	9	
2.5.29	5-6		104,000	517,660	事務所 賃借料	9	
月 計			145,033				
累 計		810,000	292,340	517,660			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

h

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				517,660	前月繰り越し		
2.6.1	6-1		5,742	511,918	携帯電話使用料	9	
2.6.5	6-2		23,403	488,515	自動車リース料	9	
2.6.25	6-3		6,000	482,515	事務所駐車料	9	
2.6.26	6-4		2,410	480,105	インターネット接続使用料	9	
2.6.30	6-5		5,911	474,394	携帯電話使用料	9	
2.6.30	6-6		4,605	469,789	事務所電話使用料	9	
2.6.30	6-7		104,000	365,789	事務所賃借料	9	
月 計			151,871				
累 計		810,000	444,211	365,789			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				365,789	前月繰り越し		
2.7.6	7-1		23,403	342,386	自動車リース料	9	
2.7.10		810,000		1,152,386	政務活動費7.8.9月分受入		
2.7.10	7-2		16,500	1,135,886	時事行規才政情報JAMP	6	
2.7.22	7-3		6,000	1,129,886	事務所馬車料	9	
2.7.27	7-4		2,410	1,127,476	インターネット回線使用料	9	
2.7.31	7-5		5,641	1,121,835	携帯電話使用料	9	
2.7.31	7-6		104,000	1,017,835	事務所賃借料	9	
月 計		810,000	157,954				
累 計		1,620,000	602,165	1,017,835			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				1017,835	前月繰り越し		
2.8.5	8-1		23,403	994,432	自動車リース料	9	
2.8.26	8-2		6,000	988,432	事務所馬車料	9	
2.8.26	8-3		2,410	986,022	インターネット回線使用料	9	
2.8.31	8-4		4,595	981,427	事務所電話使用料	9	
2.8.31	8-5		6,181	975,246	携帯電話使用料	9	
2.8.31	8-6		104,000	871,246	事務所賃借料	9	
月 計			146,589				
果 計		1,620,000	748,754	871,246			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				871,246	前月繰り越し		
2.9.17	9-1		23,403	847,843	自動車リース料	9	
2.9.17	9-2		11,000	836,843	時事行員市政情報JAMP	6	
2.9.28	9-3		6,000	830,843	事務所馬車料	9	
2.9.30	9-4		104,000	726,843	事務所賃借料	9	
月 計			144,403				
累 計		1620,000	893,157	726,843			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				926,843	前月繰り越し		
2.10.7	10-1		2,410	924,433	インターネット回線使用料	9	
2.10.9		810,000		1,534,433	政務活動費(10,11,12月分受入)		
2.10.12	10-2		23,403	1,511,030	自動車リース料	9	
2.10.15	10-3		6,340	1,504,690	携帯電話使用料	9	
2.10.26	10-4		6,000	1,498,690	事務所駐車料	9	
2.10.26	10-5		2,410	1,496,280	インターネット回線使用料	9	
2.10.27	10-6		4,649	1,491,631	事務所電話使用料	9	
2.10.30	10-7		104,000	1,387,631	事務所賃借料	9	
月 計		810,000	149,212				
累 計		243,000	104,236	138,763			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西田浩延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1387631	前月繰り越し		
2.11.13	11-1		23403	1364228	自動車リース料	9	
2.11.13	11-2		4011	1360217	ガソリン代	1	
2.11.16	11-3		6160	1354057	携帯電話使用料	9	
2.11.26	11-4		2410	1351647	インターネット回線使用料	9	
2.11.27	11-5		6000	1345647	事務所馬車料	9	
2.11.30	11-6		104,000	1241647	事務所賃借料	9	
月 計			145984				
累 計		2430000	1186353	1241647			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1241,647	前月繰り越し		
2.12.15	12-1		6,156	1,235,491	携帯電話使用料	9	
2.12.25	12-2		6,000	1,229,491	事務所馬車料	9	
2.12.25	12-3		104,000	1,125,491	事務所賃借料	9	
2.12.28	12-4		2,410	1,123,081	インターネット回線使用料	9	
2.12.29	12-5		4,588	1,118,493	事務所電話使用料	9	
月 計			123,154				
累 計		243,000	131,507	1,118,493			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1,184,93	前月繰り越し		
R3.1.8		810,000		1,928,493	政務活動費1,2,3月分受入		
R3.1.14	1-1		23,403	1,905,090	自動車リース料	9	
R3.1.15	1-2		6,202	1,898,888	携帯電話使用料	9	
R3.1.26	1-3		2,410	1,896,478	インターネット回線使用料	9	
R3.1.27	1-4		6,000	1,890,478	事務所駐車料	9	
R3.1.27	1-5		1,252	1,889,226	ガソリン代	1	
R3.1.29	1-6		104,000	1,785,226	事務所貸借料	9	
月 計			143,267				
累 計		3,240,000	1,454,974	1,785,226			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所貸借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1,785,226	前月繰り越し		
R3.2.1	2-1		6,151	1,779,075	携帯電話料	9	
R3.2.5	2-2		23,403	1,755,672	自動車リース料	9	
R3.2.25	2-3		6,000	1,749,672	事務所駐車料	9	
R3.2.26	2-4		2,410	1,747,262	インターネット回線使用料	9	
R3.2.26	2-5		104,000	1,643,262	事務所賃借料	9	
月 計			141,964				
累 計		3240,000	1596,738	1643,262			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

管理責任者 (議員名)	西田浩延		
事務所名	西田浩延市政事務所		
所在地	〒 587-0062 堺市美原区太井 586-2 TEL 072 (362) 8738		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	107.9 ㎡	賃借料	月額 130,000 円 (政務活動費充当額 104,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ■使用面積による 使用面積 86.32 ㎡ / 延べ面積 (㎡) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input type="checkbox"/> 電気代・・・ % <input type="checkbox"/> 水道代・・・ % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80 % <input type="checkbox"/> その他 (管理費込み)・・・ %	
	駐車場 賃借料	50%	月額 12,000 円 (政務活動費充当額 6,000 円)
		【所在地】 堺市美原区太井 305 田中モータープール	
所有区分	■生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

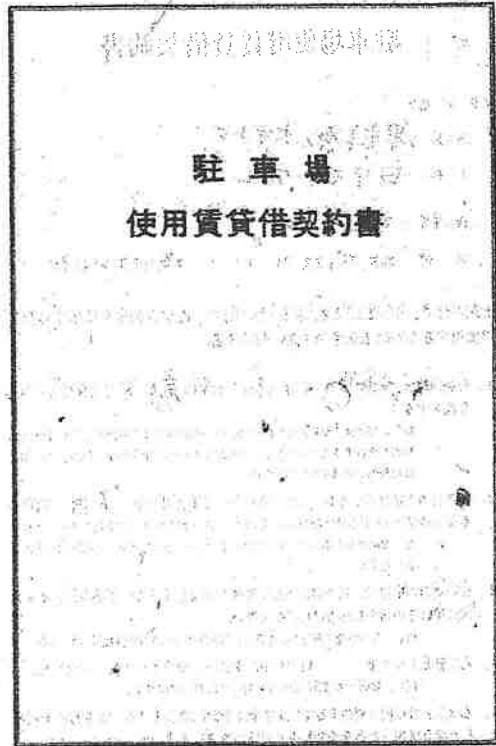
特約事項

左記の通り契約しましたので 本契約書2通を作成し甲、乙はお互に署名捺印の上 各1通を所持する。

令和元年 8月 19日

甲(貸主) 住所 堺市 [redacted]
 氏名 [redacted]

乙(借主) 住所 堺市 [redacted]
 氏名 西田 浩彦
 電話番号 [redacted]



駐車場使用賃貸借契約書

所在地 堺市美奈区木井305
 名称 田中モーターランド
 駐車場所 [redacted]
 車種 エス・ボックス プレートナンバー [redacted]

上記の件で、甲(貸主)と乙(借主)の間で、乙が自動車に駐車する目的で使用するために下記条項に従い契約する。

記

1. 契約期間は、令和元年 8月 19日より令和元年 8月 18日までの1年間とする。
 但し、期間満了後も継続使用される場合は、期間満了より1ヶ月前にこの契約を更新することができる。又期間満了に對し申出のない場合、この契約は自動的に消滅するものとする。
2. 賃料の支払は乙はグレーズの賃貸料として1ヵ月分 6千円也を本契約締結と同時に甲に消納するものとする。(料金はすべて前納すること)
 万一滞納のある場合は、甲は催告なしにこの契約を解除し、乙は即座に返金するものとする。
3. 契約期間の途中で、乙の都合により契約を解除しようとする場合は、1ヵ月前に甲にその旨申し出なければならない。
 但し、月の途中で解約する場合は、返納のその月の使用料は返却しない。
4. 乙は敷金として金 4千円也を甲に支払い、甲は本日これを領収した。
 但し、如何なる場合にも敷金に對しては利息は取せず。
5. 乙は3ヵ月以内に解約する場合は敷金は全額返還しませんが、3ヵ月以上経過した場合は預った敷金全額解約と同時に返還します。

6. この契約の期間満了又は契約が解除されたときは、乙は直ちに車を搬出し明渡すこと。
 万一明渡し不履行の場合は、甲は乙の承諾を得ずして任意に乙の車を搬出できるものとし、その搬出費用は乙の負担とする。
 又、明渡し遅滞期間中は、乙は賃料の倍額の損害賠償を支払うこととする。
7. 車を契約の場所以外において保管する場合は、乙は自らの責任で、甲の都合により駐車所定位置を変更する必要があるときは、乙は異議なくこれに従うこととする。
8. 乙は、甲に無断で契約車以外の車をおいてはならない。
 又、其損傷の補償及び修費は絶対してはならない。
9. 駐車場においては、乙は自己の責任で車又は物品を管理し、甲はそれらの一切の保管の責任を負わない。
 又、場内で盗難又は水害など発生しても、すべて乙の責任とし、乙は甲に対し損害賠償その他いかなる請求もできないものとする。
10. 駐車場が天災地変・火災など原因の如何を問はず、車の破損その他が生じても、乙は甲に損害賠償その他いかなる請求もできないものとする。
11. 乙は、常に場内での保安・防犯・防火に留意し、故意又は過失により場内の他の車や物品に損害を与えたときは、乙は被害者にその補償又は賠償をしなければならない。
12. 乙は、駐車場内に建物その他工作物を設置したり構造変更など一切してはならない。
 又、場内に火災・盗・壊などの危険物や汚染物を一切持ちこまないこと。
13. 契約期間中であっても、附近の環境の変化及び甲の都合により明渡しを要求されたときは、1ヵ月前の予告をもって乙はいつでも明渡しに應ずること。
 その際、乙は立退料その他いかなる名目の金銭も一切請求しないこと。又経済事情の変化、その他の事情により必要ある場合は、甲はいつでもその使用料を改定することができる。
14. 乙が、この契約の各条項に違反したときは、甲は催告なしに即座に契約を解除することができる。

<特約事項>

左記の通り契約しましたので 本契約書2通を作成し甲、乙はお互に署名捺印の上 各1通を所持する。

平成23年9月1日

甲(借主) 住所 堺市 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]
 乙(借主) 住所 堺市 [REDACTED]
 氏名 西田 若延
 電話 [REDACTED]

駐車場
使用賃貸借契約書

印
紙

駐車場使用賃貸借契約書

<駐車場>

所在地 堺市美原区太井305

名称 田中モーパール

指定場所 堺市 [REDACTED]

車種 プジョーナシオン

上記の件で、甲(貸主)と乙(借主)の間で、乙が自動車を取寄する目的で使用するために下記条項に従い契約する。

1. 契約期間は、平成23年9月1日より平成24年8月31日までの1年間とする。
但し、期間満了後延長使用される場合は、期間満了1ヶ月前の平常によりこの契約を更新することができる。又期間満了後に何ら取寄のない場合、この契約は自動的に消滅するものとする。
2. 使用料の支払は乙はガレージの使用料として1ヶ月分金 6 万円を本契約締結と同時に甲に前納するものとする。(前金はすべて前納とすること)
万一滞りがある場合は、甲は催告なしにこの契約を解除し、乙は即座に取寄するものとする。
3. 契約期間の途中で、乙の都合により契約を解除しようとする場合は、1ヶ月前に甲にその旨申し出なければならない。
但し、甲の中途で解約する場合は、現時のその月の使用料は返却しない。
4. 乙は敷金として金 10万円を甲に支払い、甲は本日これを前納した。
但し、如何なる場合にも敷金に対しては利息は附せず。
5. 乙は3ヶ月以内に解約する場合は敷金は全額返還しません。3ヶ月以上経過した場合は預った敷金全額解約と同時に返還します。

6. この契約の期間満了又は契約が解除されたときは、乙は直ちに車を搬出し引渡すこと。
万一明渡し不実行の場合は、甲は乙の承諾を得ずして任意に乙の車を搬出できるものとし、その搬出費用は乙の負担とする。
 又、明渡し遅滞期間中は、乙は使用料の倍額の割合による損害金を支払うこととする。
7. 車を契約の場所以外においてはならない。
甲の都合により駐車指定位置を変更する必要が生じたときは、乙は異議なくこれに同意すること。
8. 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。
又、借付物の譲渡及び転貸しは絶対にしてはならない。
9. 駐車場においては、乙は自己の責任で車又は物品を管理し、甲はそれらの一切の保管の責任を負わない。
又、場内で盗難又は事故など発生しても、すべて乙の責任とし、乙は甲に対し損害賠償その他いかなる請求もできないものとする。
10. 駐車場が地震・火災など原因の則何をおかず、車の破損その他が生じても、乙は甲に損害賠償その他いかなる請求もできないものとする。
11. 乙は、常に場内での保安・防犯・防火に留意し、故意又は過失により場内の他の車や物品に損害を与えたときは、乙は被害者にその補修又は賠償をしなければならない。
12. 乙は、駐車場内に建物その他工作物を建造したり構造変更など一切してはならない。
又、場内に火薬・爆・毒などの危険物や異物を一切持ちこまないこと。
13. 契約期間中であっても、附近の環境の変化及び甲の都合により明渡しを要求されたときは、1ヶ月前の予告をもって乙はいつでも明渡しに応ずること。
その際、乙は立退料その他いかなる名目の金銭も一切請求しないこと。又経済事情の変化、その他の事情により必要ある場合は、甲はいつでもその使用料を改訂することができる。
14. 乙が、この契約の各条項に違反したときは、甲は催告なしに即座に契約を解除することができる。

<特約事項>

左記の通り契約しましたので、本契約書2通を作成し甲、乙、
はお互に署名捺印の上、各1通を所持する。

令和3年11月26日

甲(貸主) 住所 堺市

氏名

乙(借主) 住所 堺市

氏名 西田 浩 丸

電話

駐 車 場
使用賃貸借契約書

駐車場使用貸借契約書

＜駐車場＞

所在地 堺市美原区太井305番地

名称 田中モータープール

構設場所 第 [] 番 []

車種 エヌボックス プレートナンバー []

上記の件で、甲(貸主)と乙(借主)との間で、乙が自動車を駐車する目的で使用するために下記条項に従い契約する。

記

1. 契約期間は、令和3年1月26日より令和4年1月25日までの1年間とする。
但し、期間後も継続使用される場合は、期間満了1か月前の予告によりこの契約を更新することができる。又期限までに何ら申出のない場合、この契約は自動的に消滅するものとする。
2. 使用料の支払は乙はガレージの賃貸料として1か月分金 6千 円也を本契約締結と同時に甲に前納するものとする。(料金はすべて前納とすること)
万一滞納のある場合は、甲は催告なしにこの契約を解除し、乙は即刻明渡しものとする。
3. 契約期間の途中で、乙の都合により契約を解除しようとする場合は、1か月前に甲にその旨申し出なければならぬ。
但し、月の途中で解約する場合は、既納のその月の使用料は返却しない。
4. 乙は敷金として金 円也を甲に支払い、甲は本日これを領収した。
但し、如何なる場合にも敷金に対しては利息は附せず。
5. 乙は3か月以内に解約する場合は敷金は全額返還しません。3か月以上経過した場合は預った敷金全額解約と同時に返還します。

6. この契約の期間満了又は契約が解除されたときは、乙は直ちに車を搬出し明渡すこと。

方、明渡し不履行の場合は、甲は乙の承諾を得ずして任意に乙の車を搬出できるものとし、その搬出費用は乙の負担とする。

又、明渡し遅滞期間中は、乙は使用料の倍額の罰金による損害金を支払うこと。

7. 車を契約の場所以外においてはならない。

甲の都合により駐車指定位置を変更する必要があるときは、乙は異議なくこれに応ずること。

8. 乙は、甲に無断で契約車以外の車をおいてはならない。

又、貸借権の譲渡及び転貸しは絶対してはならない。

9. 駐車場においては、乙は自己の責任で車又は物品を管理し、甲はそれらの一切の保管の責任を負わない。

又、場内で盗難又は事故など発生しても、すべて乙の責任とし、乙は甲に対し損害賠償その他いかなる請求もできないものとする。

10. 駐車場が天災地変・火災など原因の如何を問はず、車の破損その他が生じても、乙は甲に損害賠償その他いかなる請求もできないものとする。

11. 乙は、常に場内での保安・防火に留意し、故意又は過失により場内の他の車や物品に損害を与えたときは、乙は被害者にその補修又は賠償をしなければならぬ。

12. 乙は、駐車場内に建物その他工作物を建造したり構造変更など一切してはならない。

又、場内に火薬・油・酸などの危険物や異臭物を一切持ちこまぬこと。

13. 契約期間中であっても、附近の環境の悪化及び甲の都合により明渡しを要求されたときは、1か月前の予告をもって乙はいつでも明渡しに際すること。

その際、乙は立退料その他いかなる各目の金銭も一切請求しないこと。又経済事情の変化、その他の事情により必要ある場合は、甲はいつでもその使用料を改訂することができる。

14. 乙が、この契約の各条項に違反したときは、甲は催告なしに即刻契約を解除することができる。

<特約事項>

左記の通り契約しましたので 本契約書2通を作成し甲、乙は
お互に署名捺印の上 各1通を所持する。

令和3年11月26日

甲(貸主) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

乙(借主) 住所 [REDACTED]
氏名 西田 若延
電話 [REDACTED]

新橋区自治青年会館第1号

駐 車 場
使用貸借契約書

駐車場使用貸借契約書

印紙
＜駐車場＞

所在地 堺市美原区大井305番地

名称 田中モーター車庫

指定場所 第 〇 番

車種 プレートナンバー

上記の件で、甲(貸主)と乙(借主)との間で、乙が自動車(車)を駐車場に駐車する目的で使用するために下記条項に従い契約する。

1. 契約期間は、令和3年1月26日より、令和4年1月25日までの1年間とする。
但し、期間後も継続使用される場合は、期間満了1カ月前の予告によりこの契約を更新することができる。又、期間満了までに何ら申出のない場合、この契約は自動的に消滅するものとする。
2. 使用料の支払は乙は乙はガレージの賃貸料として1カ月分金 6千 円也を本契約締結と同時に甲に前納するものとする。(料金はすべて前納とすること) 万…前納のある場合は、甲は催告なしにこの契約を解除し、乙は即刻明渡すものとする。
3. 契約期間の途中で、乙の都合により契約を解除しようとする場合は、1カ月前に甲にその旨申し出なければならぬ。
但し、月の中途で解約する場合は、既納のその月の使用料は返却しない。
4. 乙は敷金として金 円也を甲に支払い、甲は本日これを領収した。
但し、如何なる場合にも敷金に對しては利息は附せず。
5. 乙は3カ月以内に解約する場合は敷金は全額返還しません。3カ月以上経過した場合は預った敷金全額解約と同時に返還します。

6. この契約の期間満了又は契約が解除されたときは、乙は直ちに車を搬出し明渡すこと。

が、明渡し不実行の場合は、甲は乙の承諾を得ずして任意に乙の車を搬出できるものとし、その搬出費用は乙の負担とする。

又、明渡し遅滞期間中は、乙は使用料の倍額の滞り金による損害金を支払うこと。

7. 車を契約の場所以外においてはおこなない。
甲の都合により駐車指定位置を変更する必要があるときは、乙は異議なくこれに同意すること。

8. 乙は、甲に無断で契約車以外の車をおいてはならない。
又、貸借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

9. 駐車場においては、乙は自己の責任で車又は物品を管理し、甲はそれらの一切の保管の責任を負わない。

又、場内で盗難又は事故など発生しても、すべて乙の責任とし、乙は甲に対し損害賠償その他いかなる請求もできないものとする。

10. 駐車場が天災地変・火災など原因の如何を問わず、車の破損その他が生じても、乙は甲に損害賠償その他いかなる請求もできないものとする。

11. 乙は、常に場内での保安・防火に留意し、故意又は過失により場内の他の車や物品に損害を与えたときは、乙は被害者とその補修又は賠償をしなければならぬ。

12. 乙は、駐車場内に建物その他工作物を建造したり構造変更など一切してはならない。

又、場内に火薬・油・酸などの危険物や廃棄物を一切持ちこまぬこと。

13. 契約期間中であっても、附近の環境の変化及び甲の都合により明渡しを要求されたときは、1カ月前の予告をもって乙はいつでも明渡しに同意すること。

その際、乙は立退料その他いかなる名目の金銭も一切請求しないこと。又、経費事情の変化、その他の事情により必要がある場合は、甲はいつでもその使用料を改訂することができる。

14. 乙が、この契約の各条項に違反したときは、甲は催告なしに即刻契約を解除することができる。

〒
大阪府堺市

西田 浩延 様

〒180-0006
東京都武蔵野市中町2-4-15
第7柏栄ビルディング4F
株式会社ホンダファイナンス
リースセンター
TEL 0120-555-381

ホンダカーリースご契約のしおり

この度は、ホンダファイナンスのリース契約車両をご使用いただきまして、誠にありがとうございます。
お車を安全・快適にご利用いただく為に、この「ホンダカーリースご契約のしおり」を手引きとして、
ご契約車両の車検証と一緒にご保管頂きますようお願い申し上げます。

ご契約内容	
契約日	平成31年 1月 7日
契約番号	
ご使用者	西田 浩延 様
車種	N-BOX カスタム FF
登録年月日	平成31年 3月 18日
登録番号	
車台番号	
リース期間	平成31年 3月 18日から 平成36年 3月 17日まで 60ヶ月
月間走行距離	1,000 km
超過走行料	5 円/km

〈取扱販売会社〉
(株)サンナミホンダ
HondaCars羽曳野
羽曳野東店

大阪府羽曳野市西浦1279-5

TEL 0729-57-0127

〈指定サービス工場〉
(株)サンナミホンダ
HondaCars羽曳野
羽曳野東店

大阪府羽曳野市西浦1279-5

TEL 0729-57-0127

この車両のメンテナンスサービスは上記のサービス工場がさせていただきます。

リース料お支払明細書

この度は、ホンダカーリースをご利用いただき誠にありがとうございます。
お支払明細書をご送付いたしますので、内容をご確認の上、契約終了まで大切に保管下さいます様
お願い申し上げます。
☆尚、本状にお心あたりのない場合やご不明な点がございましたらお手数ですが
表記「お問い合わせ先」迄ご連絡下さい。

(ご契約内容)

ご契約番号	[REDACTED]	ご契約日	平成31年 1月 7日	ご契約区分	新規リース
ご契約者様	西田 浩延 様				
リース期間	平成31年 3月18日 ~ 平成36年 3月17日 (60ヶ月)				
お取扱販売店名	(株) サンナミホンダ 羽曳野東店				
物件内容	N BOX カスタム FF [REDACTED]				

(お支払内容)

お支払方法	口座振替	お支払回数	59回
お支払期日	毎月 5日	お支払総額	2,808,420円
リース料 お引落口座	* 個人情報保護の為、お客様のお引落口座につきましては 表示を控えさせていただきます。 ※お支払期日の前日までに指定口座にご入金下さい。		

お支払期日は**毎月5日**です。(ただし金融機関休日の場合は翌営業日になります)

毎月のお支払内容は、裏面に記載させて頂いております。同様に左下よりあけてご確認ください。

[REDACTED]

リー入料の支払明細書

回数	年月	お支払金額	内リース料	内消費税	回数	年月	お支払金額	内リース料	内消費税
1	11/5	93,614	86,680	6,934	43	11/11	46,807	43,340	3,467
2	11/6	46,807	43,340	3,467	44	11/12	46,807	43,340	3,467
3	11/7	46,807	43,340	3,467	45	12/1	46,807	43,340	3,467
4	11/8	46,807	43,340	3,467	46	12/2	46,807	43,340	3,467
5	11/9	46,807	43,340	3,467	47	12/3	46,807	43,340	3,467
6	11/10	46,807	43,340	3,467	48	12/4	46,807	43,340	3,467
7	11/11	46,807	43,340	3,467	49	12/5	46,807	43,340	3,467
8	11/12	46,807	43,340	3,467	50	12/6	46,807	43,340	3,467
9	12/1	46,807	43,340	3,467	51	12/7	46,807	43,340	3,467
10	12/2	46,807	43,340	3,467	52	12/8	46,807	43,340	3,467
11	12/3	46,807	43,340	3,467	53	12/9	46,807	43,340	3,467
12	12/4	46,807	43,340	3,467	54	12/10	46,807	43,340	3,467
13	12/5	46,807	43,340	3,467	55	12/11	46,807	43,340	3,467
14	12/6	46,807	43,340	3,467	56	12/12	46,807	43,340	3,467
15	12/7	46,807	43,340	3,467	57	12/1	46,807	43,340	3,467
16	12/8	46,807	43,340	3,467	58	12/2	46,807	43,340	3,467
17	12/9	46,807	43,340	3,467	59	12/3	46,807	43,340	3,467
18	12/10	46,807	43,340	3,467	60	12/4	46,807	43,340	3,467
19	12/11	46,807	43,340	3,467	61	12/5	46,807	43,340	3,467
20	12/12	46,807	43,340	3,467	62	12/6	46,807	43,340	3,467
21	12/1	46,807	43,340	3,467	63	12/7	46,807	43,340	3,467
22	12/2	46,807	43,340	3,467	64	12/8	46,807	43,340	3,467
23	12/3	46,807	43,340	3,467	65	12/9	46,807	43,340	3,467
24	12/4	46,807	43,340	3,467	66	12/10	46,807	43,340	3,467
25	12/5	46,807	43,340	3,467	67	12/11	46,807	43,340	3,467
26	12/6	46,807	43,340	3,467	68	12/12	46,807	43,340	3,467
27	12/7	46,807	43,340	3,467	69	12/1	46,807	43,340	3,467
28	12/8	46,807	43,340	3,467	70	12/2	46,807	43,340	3,467
29	12/9	46,807	43,340	3,467	71	12/3	46,807	43,340	3,467
30	12/10	46,807	43,340	3,467	72	12/4	46,807	43,340	3,467
31	12/11	46,807	43,340	3,467	73	12/5	46,807	43,340	3,467
32	12/12	46,807	43,340	3,467	74	12/6	46,807	43,340	3,467
33	12/1	46,807	43,340	3,467	75	12/7	46,807	43,340	3,467
34	12/2	46,807	43,340	3,467	76	12/8	46,807	43,340	3,467
35	12/3	46,807	43,340	3,467	77	12/9	46,807	43,340	3,467
36	12/4	46,807	43,340	3,467	78	12/10	46,807	43,340	3,467
37	12/5	46,807	43,340	3,467	79	12/11	46,807	43,340	3,467
38	12/6	46,807	43,340	3,467	80	12/12	46,807	43,340	3,467
39	12/7	46,807	43,340	3,467	81	12/1	46,807	43,340	3,467
40	12/8	46,807	43,340	3,467	82	12/2	46,807	43,340	3,467
41	12/9	46,807	43,340	3,467	83	12/3	46,807	43,340	3,467
42	12/10	46,807	43,340	3,467	84	12/4	46,807	43,340	3,467

(*はお支払済み、#は一部お支払済み) *ご住所などを変更される場合には、表記「お問合せ先」までご連絡をお願い申し上げます。(単位:円)
 反対面にもご案内があります。同様に左下よりあけてご確認ください。